

[事案 2019-204] がん手術給付金支払請求

・令和2年10月14日 裁定打切り

<事案の概要>

がん手術給付金の給付倍率の見直しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年12月に膀胱悪性腫瘍手術（前回手術）を受けたため、平成4年1月に契約したがん保険にもとづき、がん手術給付金を請求したところ、「悪性新生物根治手術」に該当するとして給付倍率40倍の給付金が支払われた。その後、平成30年12月に受けた膀胱悪性腫瘍手術（本手術）では、「その他の悪性新生物手術」に該当するとして、給付倍率20倍の給付金が支払われたが、以下の理由により、本手術も「悪性新生物根治手術」に該当するので、給付倍率40倍のがん手術給付金を支払ってほしい。

(1) 診断書には「再発」と記載されているが、「前回手術で根治せずに残ったがん細胞が再発したのか、あるいは膀胱という臓器に新たに悪性腫瘍が認められたので、膀胱という臓器内での再発ということなのか。」を主治医に尋ねたところ、いずれの手術も根治治療を施したものに違いなく、「再発」という語句は同じ臓器であることをわかりやすく使った言葉であり、前回手術のがん細胞が残っていてそれが再発したということではないという回答であった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 「悪性新生物根治手術」の判断は、本来なら「根治」したか否かを確認すべきであるが、そのためには手術後相当期間待たなければならないことから、「根治に至らなかったこと」が客観的に明らかでない限り、医師が原発巣の再発腫瘍を切除等する手術を「悪性新生物根治手術」としている。そして、その他の再発巣の再発腫瘍を切除等する手術は「その他の悪性新生物手術」に該当するものとして取り扱っている。
- (2) 本手術で切除された膀胱がんは、診断書上、医師により「再発」と診断されており、再発巣の再発腫瘍を切除等する手術である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、主治医作成の診断書に記載されている「膀胱癌再発」が、前回手術によって切除したがんが根治に至らず、遺残したがん細胞が大きくなり、膀胱鏡検査で明らかになったものなのか、または、前回手術後に膀胱内に新しく発生したがんであるが、同じ膀胱内に発生したので「再発」と記載されたものなのかは明らかでなく、この点を明らかにするためには、医療記録の取り寄せ、担当医師に対する調査嘱託や証人尋問の手続等が必要不可欠であるものの、裁定審査会には厳格な証拠調べ手続が設けられていないことから、事実認定を行うことは制度上不可能と判断して、裁定手続を打ち切ることにした。